

福岡市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する基本計画 (第2次福岡市DV基本計画)



計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。平成26年度の内閣府の男女間における暴力に関する調査によると、女性の約4人に1人は「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを一つでも受けたことがあると答えています。

福岡市では、配偶者暴力相談支援センターや関係機関が連携し、被害者の支援を行ってきました。これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、今後さらに施策を推進していくため、平成28年3月に、「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次福岡市DV基本計画)」を策定しました。

計画の位置づけ・期間

福岡市DV基本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づき策定するもので、「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」の中に位置づけられています。

「福岡市男女共同参画基本計画(第3次)」

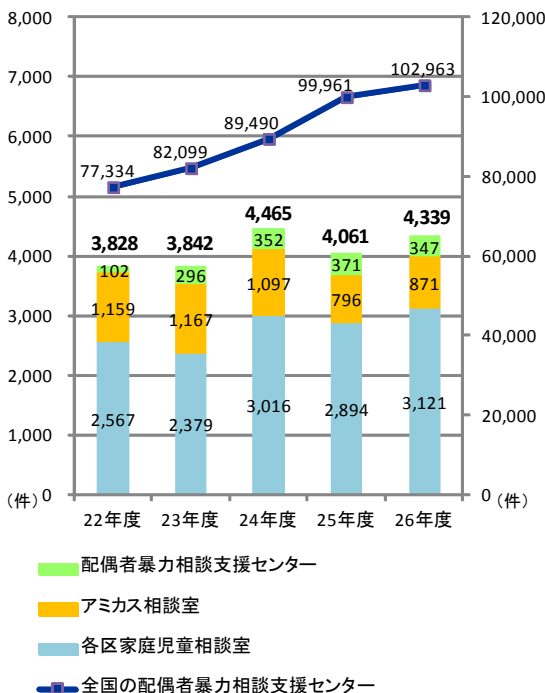
- > **基本目標2「女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します」**
- > **施策の方向1「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」**

計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間です。

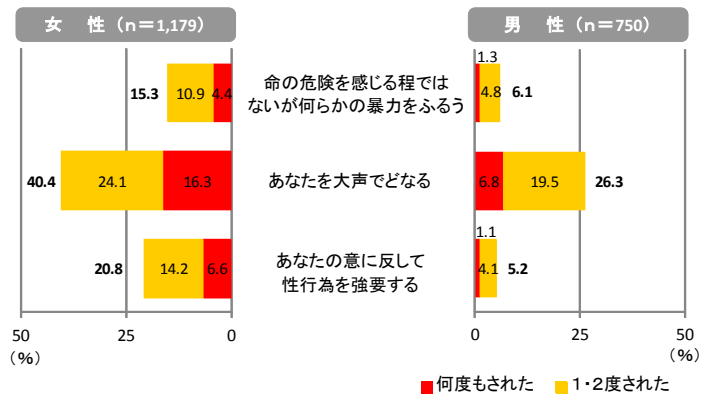
本計画における配偶者等からの暴力とは・・・
 本計画における配偶者等からの暴力とは、配偶者や配偶者であった者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も含まれます。

福岡市の現状

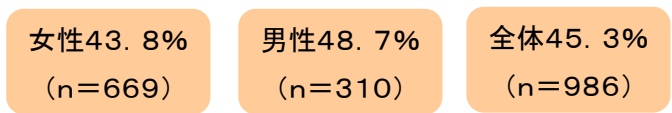
○福岡市のDV相談件数の推移



○配偶者等から暴力を受けた経験



○配偶者等から暴力を受けた際に我慢した人の割合



資料：平成25年度福岡市男女共同参画社会に関する意識調査

資料：市民局事業推進課、こども未来局こども家庭課、内閣府

計画の内容

◆ 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。また、配偶者等からの暴力(DV)による被害者・加害者を生まないため、子どもの発達段階に応じた教育にも取り組みます。

具体的施策

- 講座・講演会等による配偶者等からの暴力防止に関する啓発
- 市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発
- 若年層に向けたデートDV（交際相手からの暴力）に関する教育啓発
- 相談窓口情報を掲載したカード、リーフレットの作成、配布
- 国、自治体、民間団体等が行う被害者支援及び加害者対策等の取組みについて調査、情報収集

◆ 相談体制の充実

被害者の身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカスなどの機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応できるよう相談体制の充実を図ります。また、研修等を通して相談員の専門性の向上を図るとともに、メンタルヘルスにも配慮します。

具体的施策

- 配偶者暴力相談支援センターにおける相談
- 区子育て支援課・家庭児童相談室における相談
- アミカス相談室における相談、男性のための相談ホットラインによる相談
- 区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談
- 法的助言が必要な被害者に対する法律相談
- 保護命令申立てについての情報提供、手続き支援
- 被害者の情報保護及び各制度の適切な運用（住民基本台帳、児童手当、児童扶養手当、税務、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、選挙人名簿、就学、保育等の制度）
- 配偶者等からの暴力に関する相談機関とこども総合相談センターの連携による被害者の子どもの支援
- 高齢者や障がい者施策関係機関との連携による相談対応
- 外国人からの相談対応（民間支援団体や国際交流関係団体等との連携による相談対応、通訳確保の検討）
- 被害者の早期発見のため、医療・保健・福祉・教育・保育関係者に対する啓発と連携
- 相談員研修の充実
- 配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修の推進
- 相談員連絡会議における情報交換等による連携強化
- 共通相談シート等の活用による相談窓口の連携強化、相談対応マニュアルの作成



パープルリボンは、「女性に対する暴力根絶運動」のシンボルです。布リボンやバッジなどを着用し、女性に対する暴力を許さない社会をめざす活動が世界各国で行われています。

◆ 保護体制の充実

被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力(DV)による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、県や警察などと連携し、適切な一時保護を行います。

具体的施策

- 危険が急迫している場合の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護
- 被害者が高齢者、障がい者の場合、福祉施策を活用した安全確保及び一時保護
- 被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護の際の県や警察との連携
- シェルターを運営する民間支援団体の活動支援

◆ 被害者の自立のための支援

被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、心理的ケア等の施策についての情報提供や、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、生活保護等の各種制度を活用した自立支援を行います。

具体的施策

- 市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用
- ステップハウス（被害者が自立に向けた準備をするための居住施設）事業の検討
- ひとり親家庭支援センターにおける就業支援の利用（就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業）
- アミカスにおける就業支援の利用（女性の就職を支援する講座、就職相談、資格取得・技能習得講座）
- 公共職業安定所、職業訓練制度等の就業支援についての情報提供
- 母子生活支援施設、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援給付金事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、生活保護等の制度の活用
- 被害者の情報保護及び各制度の適切な運用（住民基本台帳、児童手当、児童扶養手当、税務、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、選挙人名簿、就学、保育等の制度）
- 法的助言が必要な被害者に対する法律相談
- 保護命令申立てについての情報提供、手続き支援
- 区保健福祉センターにおけるカウンセリング機関についての情報提供、助言
- 心理的ケアが必要な被害者に対するカウンセリング、アミカスDV被害者支援のためのグループワーク
- 配偶者等からの暴力に関する相談機関とこども総合相談センターの連携による被害者の子どもの支援
- 被害者が高齢者、障がい者の場合、福祉施策を活用した支援
- 被害者が外国人の場合、民間支援団体や国際交流団体との連携による支援

◆ 関係団体との連携

相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。また、子どもに対する支援にあたっては、要保護児童支援地域協議会との連携を図ります。

具体的施策

- 福岡市女性に対する暴力防止連絡会議による国、県、民間団体等との連携
- 相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援
- 被害者を支援する民間団体への支援と連携

配偶者等からの暴力（DV）とは

身体的暴力

殴る、ける、物を投げる、刃物を突きつける、首を絞める、髪を引っ張る など

性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しない など

経済的暴力

生活費を渡さない、借金をさせる など

子どもを利用した暴力

子どもの目の前で暴力をふるう、子どもにあなたがいたらないと吹き込む など

精神的暴力

大声で怒鳴る、ののしる、脅す、無視する、行動を制限する など

配偶者や同棲相手ではなく、

交際している相手から受ける暴力

のことを「デートDV」と呼びます。



DVを受け続けているとこんな影響も…

- ・ ケガや傷など身体的な外傷
- ・ 「何をやってもダメだ」「自分が悪いから」という無力感や自信の低下
- ・ 不眠や倦怠感、頭痛などの身体症状
- ・ やる気が出ないなどの抑うつ症状 など

子どもは…

- ・ ころとからだへの傷
- ・ 学校生活への不適應や友人関係での不具合
- ・ 非行行為や自傷行動 など



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の制定及び一部改正

平成13年制定

＜DV防止法の柱＞

- ・ 配偶者からの暴力を受けた被害者の相談・支援を担う「配偶者暴力相談支援センター」の機能を規定
- ・ 保護命令制度の創設

平成16年改正

- ・ 配偶者からの暴力の定義に身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を追加、元配偶者からの継続する暴力にも法の適用を規定
- ・ 国及び地方公共団体の責務に被害者の自立支援を明記 ・ 被害者の保護にあたっての関係機関の連携について追記
- ・ 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定を規定が可能に ・ 保護命令制度の拡充
- ・ 市町村における配偶者暴力相談支援センター業務の実施

平成19年改正

- ・ 市町村基本計画の策定が努力義務に ・ 市町村の配偶者暴力相談支援センター設置が努力義務に
- ・ 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知を規定 ・ 保護命令制度の拡充

平成25年改正

- ・ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても準用

福岡市のDV被害者支援関係機関



DV相談機関

※いずれの機関も年末年始を除く

福岡市配偶者暴力相談支援センター (福岡市DV相談専用電話)		TEL/FAX : 092-711-7030 月・水・木・金曜日 10時～17時 / 火曜日 10時～20時 ※祝日を除く
アミカス	総合相談	TEL : 092-526-3788 月～土曜日 10時～17時 / 日祝 10時～16時半 毎月第2・4月曜日 10時～20時
	アミカスDV相談ダイヤル	TEL : 092-526-6070 水・木曜日 10時～16時
	男性のための相談ホットライン	TEL : 092-526-1718 毎月第1・2・3月曜日 19時～21時
福岡県配偶者からの暴力相談電話		TEL : 092-663-8724 月～金曜日 17時～24時 / 土日祝 9時～24時
福岡県あすばる女性相談ホットライン		TEL : 092-584-1266 9時～17時 / 金曜日(祝日を除く)のみ18時～20時半も可 ※8月13日～15日を除く
男性DV被害者のための相談ホットライン		TEL : 092-571-1462 水・木曜日 17時～20時 / 金曜日 12時～16時 ※祝日を除く
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン		TEL : 080-2701-5461 第2火曜日 12時～16時 / 第4火曜日 17時～20時 ※祝日を除く
警察本部警察安全相談コーナー		TEL : #9110 または 092-641-9110
警察本部犯罪被害者相談電話 「ミズ・リリーフ・ライン」 (犯罪の被害にあわれた方々の心のケア)		TEL : 092-632-7830 月～金曜日 9時～17時45分 ※祝日を除く

発行 福岡市子ども未来局子ども部子ども家庭課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 TEL:092-711-4238 FAX:092-733-5534

201609